

PEACE 代表 東 さちこ 様

全国大学獣医学関係代表者協議会

会長 久和 茂

先般、貴団体よりいただいた問い合わせ文書(2019年3月26日付け、「獣医学教育における動物の利用の代替に関する検討状況等について」)につきまして回答申し上げます。

まず、獣医学教育課程における実習の有り様に関心をお寄せいただき、また、貴重なご指摘とご示唆をいただいたことに感謝申し上げます。お尋ねの件につきまして、次のようにお答えいたします。

質問事項、ならびに回答(質問事項は概要を記してあります)

1. 獣医学教育における動物の生体利用の代替について、全国大学獣医学関係代表者協議会としての検討状況もしくは検討結果、それを踏まえた取り組み等の現状

●2017年9月、第107回全国大学獣医学関係代表者協議会(全国協議会)において、第106回全国協議会における議論を基に以下を合意事項といたしました。

- 「1)全国の獣医系大学においては、動物倫理と動物実験に関する3Rs に則り、各大学にて適正な管理の下、獣医学教育において必要な最小限の動物生体を用いた実習を実施している。
- 2)獣医学実習教育における生体利用の削減、ならびに代替法の導入に関する世界的な動向に鑑み、日本においても、これらに関する国内獣医系大学全体としての方向性を提示する必要がある。
- 3)これらに基づき、平成29年3月27日に開催した全国協議会では、協議会内に検討委員会を設置し、代替法導入の方針と具体的検討を進めることを全会一致で了承した。検討に際しては、現在、獣医学教育コア・カリキュラムに沿い動物実験を組み込んだ実習を行っている現状を踏まえ、関係者間で包括的な議論を行うものとする。」

●上記に沿って、同協議会にて「実習における生体利用と代替法導入を考える委員会(代替法検討委員会)」を設置。委員会は、各校1名の委員(便宜的に「基礎・応用」「実験動物」「臨床・小動物」「臨床・大動物」の4分野に区分)から構成。本委員会設置の趣旨として、以下を掲げました。

<趣旨> 獣医学教育、特に臨床前実習での実習における生体利用の削減、ならびに代替法の導入に向けて、

- (1)各大学における生体利用/代替法利用の現状を把握すること、
- (2)国内外の状況を把握すること、
- (3)上記に基づき、今後の各分野臨床前実習における代替法導入の推進について、全国的な統一

方針を提示すること

- 同会議にて、実験動物施設協議会等(実験動物学会、国動協、公私動協)との連携を図るべく、代表者による連絡会議を設置することを決定しております。
- 2018年3月の第108回全国協議会では、(1)のために実施した代替法導入状況アンケート結果概要の報告、ならびに(2)を目的とした本協議会FDとして、「獣医学教育における代替法の利用」と「欧米の獣医学教育における代替法の利用と教育効果」と題した事例紹介を実施しております。さらに「実験動物の使用および保管並びに苦痛の軽減に関する基準の解説(環境省)」を紹介し、その周知に努めました。
- その後、同委員会内での検討に基づいて、代替法導入状況アンケートの更新/再調査を行い、また各大学からの代替法導入に向けた意見をとりまとめて第110回全国協議会(2019年3月)にて報告しております。今後は、この結果に基づいて、各分野の方針を検討、策定することになります。

2. 私立大学・・・、実習で利用された動物の種類と数、及び代替ツールの導入状況等についてまとめていたが、国立大学について、同様の調査は存在するか。あれば、結果について内容を拝見したい。

- 国立大学を含めた全国協議会では、お尋ねの内容での調査は実施しておりません。

3. 貴協議会においても、実習での生体利用について、動物実験計画書の提出及び動物実験委員会による審査は必須であるとの見解で相違ないか。

- 「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」(文部科学省告示第71号、平成18年6月1日)に、機関の長は機関内規程を策定すること、動物実験責任者は動物実験計画書を申請すること、動物実験委員会はその計画が動物実験等に関する法令及び機関内規程に適合しているか審査を行うこと、機関の長は委員会審査を経てその計画を承認または却下することなどが謳われています。また、各機関で実施される動物実験については各機関の長が最終的な責任を負うと明記されています。実習での生体利用においては、文部科学省の行政管轄下にある協議会会員各校は本指針を遵守し、各大学の責任の下において動物実験計画書の提出と動物実験委員会による審査を実施しているものと認識しています。当協議会においても、各機関の責任においてこのルールが守られるよう会員各校に継続的に働きかけていく所存です。

4. 動物実験委員会による審査を経ずに実習・訓練等で動物の生体を利用している大学があるか否かを把握しているか。

- 全国協議会のなかで改めて調査を行ったことはありません。

5. 実験計画書の審査の頻度について、審査は何年に一度が適切との見解か。

●実習における動物生体利用については、各機関の定めにしたがって実験計画書の提出／審査が行われているものと承知します。各大学の教員が、それぞれ適切な対応を行うことが当然であり、全国協議会としての基準は設定しておりません。また、各機関における動物実験計画申請／審査の有り様を把握してはおりません。ただし、期間については、それが仮に5年間の申請期間であっても、1年ごとの審査・更新が行われるのが一般的であろうと受け止めます。また、実験計画書には実習内容・方法の詳細が洩れなく記載され、審査を受けるものであり、記載と承認の無い内容・方法は実施できず、それらに変更が生じる場合は、各機関の機関内規程に従い、適切に申請／審査等の手続きが行われるべきと考えます。ただし、機関の間に大きな違いがある場合は必要に応じて協議し調整に努めることもやぶさかではありませんが、最終的には各機関の責任において決定されることです。

6. 今後も外科実習、解剖学実習等における犬の利用は継続するか？廃止の決定があるか、あるいは検討しているか？継続の場合、犬の入手方法に関する倫理基準や、実習が致死的でない場合の実習後の実習犬の譲渡規程等について検討しているか？

●まず、冒頭記載のとおり、生体利用の削減、ならびに可能な限りの代替法への移行が全国の獣医系大学教員の総意であることをご理解ください。その実現に向けて、前述のような取り組みを進めており、各大学が目指すべき方向性・方針を全国協議会で検討し、合意点が見いだされればそれを提示したいと考えています。現時点で廃止の決定や検討等は行っておりません。また、こうした検討は、現在、別委員会で進められているコア・カリキュラムの改定・改訂作業、さらに診療参加型臨床実習の拡充とも連動が不可欠であり時間を要するものとなりますが、生体利用の削減と代替法導入の観点を常にベースとしつつ教育の質向上に取り組んでいるものであることもご理解いただければ幸いです。

7. ペントバルビタールが入手できなくなり、生体の実習等に影響が出ているか？代替の検討状況、ならびに貴協議会が採用している安楽死の方法がどのようなものか詳細が分かるものを示して欲しい。

●2019年3月の第110回全国協議会において、ご指摘のような状況が生じているとの発言があり、今後、代替法検討委員会にて関連事項について意見交換が行われるものと承知しております。なお、実習動物の安楽死の方法は、実験実施者が適切な方法を選択、申請し、当該機関の動物実験委員会で審査を受け、機関の長により承認されて実施されるものです。全国協議会が指定・採用するものではありません。したがって、該当文書等はございません。

以上、お答えいたしますとともに、今後とも本協議会活動へのご理解とご意見を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。